

必要書類チェックリスト

【まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）】

個人

申請に当たり、次の申請書・添付書類等の提出が必要になります。

なお、5月16日（日）から5月31日（月）までの要請に係る支援金（以下【5月分】という。）又は6月1日（火）から6月20日（日）までの要請に係る支援金（以下【6月分】という。）を既に申請済みの方や、同時に申請される方は、添付書類を省略して申請することが可能です。

(1) 【5月分】又は【6月分】を既に申請済みで支給通知を受けた方	(2) 【5月分】又は【6月分】を申請中の方
(3) 今回、本支援金と【5月分】又は【6月分】を同時に申請される方	(4) 【5月分】及び【6月分】を申請せずに、本支援金を申請される方

書類	説明	(1)	(2) (※1)	(3)	(4)
<様式1>申請書	申請書【事業者情報等】1事業者1枚の提出となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金分をそれぞれ提出	<input type="checkbox"/>
	申請書【申請施設の情報】施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金分をそれぞれ提出	<input type="checkbox"/>
	申請書【支給金額の計算手順】 施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金分をそれぞれ提出	<input type="checkbox"/>
<様式2>誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していただく事項を 必ずご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金分をそれぞれ提出	<input type="checkbox"/>
売上高及び営業実態が 確認できるもの ※下限額の申請の場合、 ①、③、④は省略可	① 1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の 6月と7月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設 分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金分をそれぞれ提出	<input type="checkbox"/>
	②直近の確定申告書「第一表」※個人番号は塗りつぶしたもの	省略可	省略可	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>
	③ 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し （「第一表」の写し。）※個人番号は塗りつぶしたもの	支給済みの支援 金と同年の売上 高を用いる場合、 省略可	申請中の支援金 と同年の売上高 を用いる場合、省 略可	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>
	④ 1日当たり売上高を算出した年の青色申告決算書（月別売上 高）の写し／白色申告収支内訳書の写し	支給済みの支援 金と同年の売上 高を用いる場合、 省略可	申請中の支援金 と同年の売上高 を用いる場合、省 略可	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	省略可	省略可	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>
	【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑥2021年6月と7月の売上台帳等の帳簿の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金 分をそれぞれ提出	<input type="checkbox"/>
営業に必要な許可を取得している ことが分かるもの（※2） (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、 申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください (住民票など)	省略可 (提出済みの許 可証が本支援金 対象期間も有効 な場合に限る)	省略可 (提出済みの許 可証が本支援金 対象期間も有効 な場合に限る)	<input type="checkbox"/> (更新時期が要 請期間内の場合は、更新前後の 飲食店営業許可 証を提出)	<input type="checkbox"/>
業種・業態・従前の営業時間が 確認できるもの（※2） (申請を行う全ての施設分)	外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、 施設の宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニューなど	省略可	省略可	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>
要請に応じていただいたことが 分かるもの (申請を行う全ての施設分)	掲示物、店舗のホームページ、SNS画面など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請する支援金 に対応する要請 期間の分をそれぞ れ提出	<input type="checkbox"/>
申請者の本人確認書類の写し (氏名、住所、生年月日が分かる 公的書類)	運転免許証、保険証等の写し	省略可 (変更ない場合)	省略可 (変更ない場合)	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>
振込先口座の写し（※3） (通帳の表紙をめくった1ページ目 のコピー) 又は 支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	<input type="checkbox"/> (※3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※4	<input type="checkbox"/>

※1 (2) に該当すれば「省略可」となっている書類でも、既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※2 (1)～(3) に該当する方であっても、本支援金から新規に申請する施設がある場合、当該店舗分は省略できません。

※3 【5月分】若しくは【6月分】を受給された方は、「振込先口座の写し」を省略することができます。省略する場合、左記支援金通知書の写しを添付してください。

※4 【5月分】又は【6月分】の申請書に添付されている場合は、省略可能です。